

## 平成 29 年度 第 3 回臨時総会 議事録

開催日時	平成 29 年 7 月 4 日 (火) 午後 3 時 46 分～午後 4 時 55 分
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6 階 会議室
出席委員	楠瀬裕久 長野 巡 西野幸一 西本統洋 横山桂一 高橋政継 加藤孝幸 田内正博 高木 妙 成岡三男 鍋島義信 平田文彦 大野 哲 久保田彦昭 山崎茂盛 澤本和男 福永琢巳 宮田義久 和田善次 竹内義昭 田鍋 剛 門田博文 中山忠明 松田 環 前田貴美雄 氏原嗣志 宇賀 巖 今村幸一 矢野 強 島田研一 雨森廣志 川澤一博 上田 博 久保壽美男 以上 34 名
欠席委員	森本常喜 川村隆一 吉川祐二 以上 3 名
事務局	吉良事務局長 岩崎次長 榮枝管理主幹 堀内係長 長澤主任 廣末主事 以上 6 名
議 題	議案第 1 号 高知市農地利用最適化推進委員の再募集について 議案第 2 号 高知市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領の一部改正(案)について 議案第 3 号 農地法第 30 条第 3 項に基づく高知市農業委員会の指導に関する手続き規程の廃止(案)について 議案第 4 号 高知市農業委員会における遊休農地等の利用意向調査実施要領(案)の制定について 議案第 5 号 農地調整事務処理事業実施要領の一部改正(案)について 議案第 6 号 農地転用許可申請事務処理要領の一部改正(案)について 議案第 7 号 非農地証明書交付事務処理要領の一部改正(案)について 議案第 8 号 高知市農地銀行規程の一部改正(案)について 議案第 9 号 高知市農用地利用権設定等推進委員委嘱要領の廃止(案)について 議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法第 13 条の規定に基づく高知市農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程の一部改正(案)について 議案第 11 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 議案第 12 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

開 会	会長 門田博文が議長となり、開会を宣す。 (午後3時46分～)
議事録署名委員	議長が、田内正博委員、今村幸一委員を指名する。
議 事  議 長    岩崎次長	<p>それでは、お手元に配布いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。</p> <p>それでは、議事に移ります。</p> <p>議案第1号 高知市農地利用最適化推進委員の再募集について、事務局より説明願います。</p> <p>議案第1号 高知市農地利用最適化推進委員の再募集について、事務局からご説明いたします。</p> <p>先ほど会長から報告がありましたとおり、第460回高知市議会定例会におきまして、農業委員会委員の市長選任候補者19人の選任議案が市議会の同意を得ました。これによりまして、今月20日に開催が予定されております市長が招集する最初の総会で、新しく決まりました農業委員会委員に辞令が交付されることとなります。</p> <p>さらに、今回のこの選任結果によりまして、介良地区におきましては、農業委員会委員にも推薦・応募されておりました農地利用最適化推進委員候補者の2人がともに農業委員会委員として選任されたことから、同地区において推進委員候補者がいなくなるという状況となりました。</p> <p>つきましては、介良地区の推進委員候補者について再募集を行う必要があり、本日の臨時総会でご承認いただければ、明日、7月5日(水)から7月19日(水)までの募集期間をもって推進委員の再募集を行いたいと考えております。</p> <p>資料としましては、募集要項(案)と推薦・応募申込書の記入例を添付しております。基本的には前回のものと同じ内容になっておりますが、変更点は、「募集は介良地区のみであること」、高知市の特別職非常勤職員の報酬引上げに伴い「報酬が40,100円となっていること」「書類の配布場所が、農業委員会事務局、JA高知市本所及び介良支所のみであること」「書類の提出先が農業委員会事務局のみであること」「応募状況の公表は、募集期間終了後のみで中間公表は行わないこと」となっております。</p> <p>なお、募集期間につきましては、高知市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則第6条において「おおむね1か月」と定めておりますが、再募集の場</p>

岩崎次長	<p>合はこの適用を受けないと農業会議から回答を得ており、今回の再募集につきまして は先にご説明した期間としております。</p> <p>今回の再募集に関連しまして、今後のスケジュール案について触れておきたいと思 います。</p> <p>お手元の第1号議案の資料の最後のページをお開きください。</p> <p>今回、再募集となります介良地区を除く25地区の推進委員は、選考委員会で候補 者を選考し、農業委員会の新体制に引継ぐこととなります。農業委員会の業務への影 響を最小限にすることを考慮し、7月20日開催予定の総会において、担当区域の決 定と併せてその区域に配置する推進委員の委嘱を決定します。また同日の総会では、 再募集の推進委員候補者を選考する選考委員を選任し、推進委員候補者選考委員会を 立ち上げることとなります。その選考委員会での選考結果は、8月7日開催予定の臨 時総会に諮り、委嘱の決定を行います。全推進委員が揃ったところで8月14日にお いて推進委員の委嘱式を行う予定としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
竹内委員	<p>誰も出なければどうしますか。</p>
岩崎次長	<p>誰もいなければ、さらに期間を延長することになります。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
委 員	<p>— 意見なし —</p>
議 長	<p>ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>— 異議なし —</p>
議 長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することとい</p>

<p>議長</p> <p>榮枝管理主幹</p>	<p>たします。</p> <p>続きまして、議案第2号 高知市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正（案）について、事務局より説明願います。</p> <p>農業委員会等に関する法律の改正による高知市農業委員会の新体制に移行するため、例規集及び事務処理要領の一部を改正するものです。時間の関係で変更された箇所を中心に説明させていただきます。</p> <p>議案第2号 高知市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正（案）について、新体制に移行するため、農地法第30条に基づき行われる農地パトロール（利用状況調査）の要領を一部改正するものです。</p> <p>従来からの農業委員と協力員に加えて、新たに委嘱されます、農地利用最適化推進委員も参加して、農地パトロールを行うこととしております。</p> <p>議案第2号の新旧対照表をお開きください。</p> <p>1 ページの新（改正案）の第3条です。</p> <p>（対象農地）</p> <p>第3条 農地パトロールは、高知市農業委員会の管内すべての農地を対象として行う。なお、B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）となった農地は原則として年内に農地に該当しない判断を行うこととするが、非農地判断をしていなければ調査の対象とする。</p> <p>2 前項の対象農地は、農地利用最適化推進委員が担当する区域に区切って調査するものとする。</p> <p>2 ページをお開きください。</p> <p>（実施体制）</p> <p>第4条 農地パトロールは、前条第2項の区域ごとに、農業委員会の委員及び担当区域の農地利用最適化推進委員を配置して行う。</p> <p>2 地形等の理由により調査が困難な区域については、別に配置する農業委員会協力員と連携してこれにあたるとしております。</p> <p>3 ページをお開きください。</p> <p>（実施内容）</p> <p>第6条 農地パトロールは、一筆の農地ごとに目視によって行い、雑草が繁茂して</p>
-------------------------	--

榮枝管理主幹	<p>いる農地を確認したときは利用状況の分かる写真を撮影するとともに、その旨を地図等に記録することとする。</p>
	<p>2 農地パトロールは、次の事項に注意して行うとして1号～7号を追加しております。以上が主な改正点となります。</p>
議長	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>— 意見なし —</p>
議長	<p>ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>— 異議なし —</p>
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p>
	<p>続きまして、議案第3号 農地法第30条第3項に基づく高知市農業委員会の指導に関する手続き規程の廃止（案）について、事務局より説明願います。</p>
榮枝管理主幹	<p>農地法第30条第3項に基づく高知市農業委員会の指導に関する手続き規程の廃止（案）について、説明させていただきます。</p>
	<p>従前は、農地法第30条第3項により、農地の利用促進を図るため、必要な指導を行っていたが、農地法の改正により、この農地法第30条第3項が削除されたことから、この規程を廃止するものです。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>— 意見なし —</p>
議長	<p>ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p>
榮枝管理主幹	<p>続きまして、議案第4号 高知市農業委員会における遊休農地等の利用意向調査実施要領（案）の制定について、事務局より説明願います。</p>
	<p>議案第4号 高知市農業委員会における遊休農地等の利用意向調査実施要領（案）の制定について、ご説明いたします。</p>
	<p>農地法第30条第3項が削除されましたが、新たに農地法第32条で定められた意向調査により、遊休農地と判定された農地の地権者に対し、今後の農地利用の予定を確認し、これにより、農地中間管理事業の活用をはじめとした貸借、売買の推進や、自己保全管理を促すことになりました。名称を高知市農業委員会における遊休農地等の利用意向調査実施要領として、新たに規定を定めるものです。</p>
	<p>新旧対照表の1ページの新（改正案）をご覧ください。</p>
	<p>（趣旨）</p>
	<p>第1条 この実施要領は、遊休農地の発生防止・解消を図るため農地法第32条に規定する利用意向調査に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
	<p>次に2ページの新（改正案）をご覧ください。</p>
	<p>（調査方法）</p>
	<p>第3条 利用意向調査は、利用意向調査書の送付又は農地利用最適化推進委員による所有者等からの聞き取り等により行う。ただし、推進委員が事故等により不在となる場合や推進委員だけでは調査が困難な場合には農業委員が協力して行う。</p>
	<p>（調査内容）</p>
	<p>第4条 利用意向調査は、次に掲げる事項について確認するものとする。</p>
	<p>(1) 農地中間管理事業の利用の有無  (2) 農地利用集積円滑化団体が行う農地所有者代理事業の利用の有無  (3) 自ら所有権の移転又は賃貸借その他の使用収益を目的とする権利の設定、若しくは移転を行う意思の有無</p>

榮枝管理主幹	<p>(4) 自ら耕作する意思の有無</p> <p>(5) その他農地の遊休化の解消に必要と認める事項</p> <p>以上が主な内容となります。</p>
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第5号 農地調整事務処理事業実施要領の一部改正（案）について、事務局より説明願います。</p>
榮枝管理主幹	<p>議案第5号 農地調整事務処理事業実施要領の一部改正（案）について、ご説明いたします。</p> <p>農地に関して紛争があった場合に農業委員による和解の仲介を行う際の手続き等について定めたものです。</p> <p>新旧対照表の1ページの新（改正案）をご覧ください。</p> <p>3 仲介申立の手続き</p> <p>高知市農業委員会の管内の土地における農地等の利用関係の紛争について当事者の双方又は一方により申立てをしようとする者は、仲介事件の概要を記載した申立書又は口頭をもって申し出ることができる。</p> <p>申立てを受理する委員会は、当該申立ての内容を録取し、申立人の確認をとらなければならない。</p> <p>4 仲介申立の処理</p> <p>(1) 委員会の会長（以下「会長」という。）は、仲介の申立てを受理したときは、</p>

榮枝管理主幹	<p>当該紛争の区域を担当する農地利用最適化推進委員から状況等を聴くとともに、申立事由及びその内容を調査したうえで、仲介を行うことが適当であるか否かを判断することとする。</p> <p>5 仲介委員の指名</p> <p>会長は、仲介の申立てのあった事件ごとにその内容、申立人等の意向等を勘案して、委員会の委員の中から仲介委員として3人を指名する。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する委員は指名しないものとする。</p> <p>ア 当該仲介事件に係る当事者の親族たる者</p> <p>イ 当該仲介事件について利害関係を有する者</p> <p>次に3ページをお開きください。</p> <p>9 仲介の打ち切り及び通知</p> <p>(1) 仲介主任は、和解の成立が得られない場合又は申立人等が仲介に応じない場合は、仲介を打ち切ることができる</p> <p>・ 以上が主な改正点となります。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第6号 農地転用許可申請事務処理要領の一部改正(案)について、事務局より説明願います。</p>
榮枝管理主幹	<p>議案第6号 農地転用許可申請事務処理要領の一部改正(案)について、ご説明いたします。</p>



<p>榮枝管理主幹</p>	<p>農地法第4条と第5条の農地転用許可申請に係る土木委員意見書及び隣地同意書の取扱いを定めたものです。</p> <p>新旧対照表の1ページの新(改正案)をご覧ください。</p> <p>2 土木委員からの意見書の取扱い</p> <p>(2) 農地法等事前審査会の委員長は、申請書に関する審議案件の事前審査において必要があると認めるときは、申請のあった土地の所在する区域を担当する農地利用最適化推進委員又は推進委員に代わって農業委員会の事務局職員が、当該審議案件に関係する土木委員から意見を求めることができる。過去の経過は削除しています。</p> <p>次に2ページをお開きください。</p> <p>3 隣接農地所有者からの同意書の取扱い</p> <p>(1) 委員会は、申請書に被害防除計画書が添付されていない場合は、申請書の土地に隣接する土地所有者からの同意書をその代替えの書類として取り扱うものとする。</p> <p>(2) 隣接地が登記地目「田」「畑」であっても、現況が農地でないと確認されたとき又は過去に転用申請がされている場合は、所有者からの同意を求めないこととする。</p> <p>以上が主な改正点となります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>— 意見なし —</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>— 異議なし —</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第7号 非農地証明書交付事務処理要領の一部改正(案)について、事務局より説明願います。</p>

議案第7号 非農地証明書交付事務処理要領の一部改正(案)について、ご説明いたします。

従前の手順としましては、原則、農業委員2名で現地を調査し意見を記入して、署名捺印を行っていますが、農地利用最適化推進委員が新たに委嘱されることから、要領を一部改正するものです。

新旧対照表の1ページの新(改正案)をご覧ください。

## 2 非農地証明書交付の条件

非農地証明書の交付は、申請地が次の各号に掲げる土地(原則、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用区域にある農地を除く。)については、非農地証明を行うことができるものとする。

(1) 農地法が施行された日(昭和27年10月21日)よりも前から非農地であった土地

(2) 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地

次に2ページをお開きください。

(3) 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、下記①～⑦等の理由による耕作不適、耕作不便などのやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地

①急傾斜地

②狭小不整形区画

③用排水不便地

④狭隘な道路に接続

⑤日照条件が悪い

⑥生産性が低い

⑦鳥獣被害

(4) 昭和27年10月21日以降人為的に転用した土地で、転用事実行為、又は違反転用の指導から既に20年以上が経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

(5) 土地改良事業等の補助対象事業となった農地で、処分制限期間を経過し、さらにその後20年以上非農地的土地利用がされた土地

次に3ページをお開きください。

榮枝管理主幹	<p>5 非農地証明書交付事務の手順</p> <p>(1) 申請人から農業委員への依頼により、農業委員及び農地利用最適化推進委員が申請書及び添付書類を確認のうえ、原則、農業委員1人及び推進委員1人で申請地の現地調査を行い、意見を記入し、署名と捺印を行う。</p> <p>ただし、推進委員が事故等により現地を確認することができない場合は、同じ事前審査会に属する農業委員2人が現地調査を行い、意見を記入し、署名と捺印を行うことができる。</p> <p>以上が主な改正点となります。</p>
議長	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
西本委員	<p>事務局は、「非農地証明は2名が原則だ」と述べられましたが、過去に「農業委員が1名の所は自分の名前を2段に書いてよい」ということで処理をしているということですが、非農地証明を取りに来る方が本人ではない方が来たときに事務局から「『1名で構いません』と言われたので、あなたひとりにもらえればよいです」との発言がありました。そのボタンの掛け違いがないように事務局は処理をしてほしいと思います。</p>
吉良事務局長	<p>以前の非農地証明の扱いについては、原則2名となっておりますが、総会の場で簡単なケースで1名で分かるときには、1名で構わないという決議があったと思います。それに基づいて1名で構わない所は1名でやります。それを同じ方が2段書きで署名を2つ書いていましたが、「1名で構わない」というのは総会で決めた結論ですので、当時は1名でも構わなかったのですが、今回は農地利用最適化推進委員ができましたので、農地利用最適化推進委員は現地のことに詳しい委員ということですので、農業委員と農地利用最適化推進委員の最低1名ずつで行ってまいります。農地利用最適化推進委員は代わりがいませんが、行けない時は農業委員1名ではなく、その地区の事前審査会を担当する農業委員が4～5名おりますので、その方と農業委員の2名で行ってもらうという扱いに変えるようにしております。</p>
西本委員	<p>原則2名ということですが、1名で構わないということであれば、事務処理要領を</p>

西本委員	<p>変えなければいけないと思います。私が欠席していた時かもしれないですが、会で1名で構わないと決まったということですが、その当時の議事録があるならば見せてください。事務処理要領を改正していれば、そのようになりますが、事務局の考え方でやられると非常に難しいので、よろしくお願いいたします。</p>
吉良事務局長	<p>その件に関しては、おっしゃるとおりだと思います。西本委員に理解してほしいのは事務局で変えたのではなく、1名で構わないというのは、総会の場で簡単に分かるものが1名で構わないということで、その時に要領を変えるべきでした。本を見てみると、「総会でこのような扱いにしました」という決定事項が載っているのがありますが、載っておりませんので、昔の議事録を見ないと分かりません。</p>
西本委員	<p>取扱いを指導する立場の者が1名で構わないと言うのに、なぜ朝倉は2名も必要なのかと私は言われましたので、質問をしています。原則をいうこともあり、見直すということもあると思いますが、きちんと整理をして指導してほしいと思います。付け加えて言いますが、ある建設業者の方が以前に転用して資材置場として申請していたが、途中で農地になっているので、もう一度転用するか非農地にしてくださいと言われて、その方は非常に急いでいると、土曜日に私の所に来て、「市役所が休みだから事前に印をくれないか」と言いました。これを取り扱う者は本人か行政書士か司法書士あるいは、それに準ずる方がやれば問題ないですが、土日の場合で、「謄本は取ったか」と聞いたら「謄本も休みだから取れない」それは誰に聞いたかと言うと、事務局に言われたということで、事務局の指導がおかしいと思います。市内の場合の転用は1週間あればできますので、その経過というのは必要だから置いてあるものであり、無視をしてやることはできませんと建設業者の方に申しまして、押しませんでした。事務局は指導をきちんとしてほしいと思います。</p>
西野委員	<p>見に行くのは2人で、署名をするのは農業委員のみでしょうか。</p>
吉良事務局長	<p>確認をするのは、農業委員と農地利用最適化推進委員でしていただいて、非農地証明につきましては、新たに農地総会に変わりますが、その中の「非農地証明を出しました」という中に入ってきますので、そこで農地の許可をするのは農業委員というこ</p>

吉良事務局長	とです。非農地に該当するのか現地確認をして非農地でよろしいと確認をするのは新体制になってからは農業委員と農地利用最適化推進委員の2名で、農地利用最適化推進委員が無理な時は農業委員が2名ということで、2名というのは変わりません。出てきたものについて、非農地証明は事務局長専決で出したりする場合がありますが、その場合は農地総会で承認をいただくと、これは農地総会での承認ですので、承認するのは農業委員ということになります。
議長	他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することいたします。
	続きまして、議案第8号 高知市農地銀行規程の一部改正（案）について、事務局より説明願います。
榮枝管理主幹	<p>議案第8号 高知市農地銀行規程の一部改正（案）について、ご説明いたします。</p> <p>平成28年の農地法改正により、農地中間管理機構の位置付けが明確にされたこと、また、農地利用最適化推進委員が委嘱されることを受けまして、農地銀行規程の役割や内容をより明確にしようとするものです。</p> <p>現在、文書法制課でチェックを受けておりますので、条文の軽微な変更がある場合は、ご了承ください。</p> <p>新旧対照表の1ページの旧（現行）をご覧ください。</p> <p>（名称）</p> <p>第2条 この農地銀行は、高知市農地銀行といい、本店と支店を設ける。</p> <p>（業務地域）</p>

第3条 農地銀行の業務地域は、原則として市街化区域を除く地域とする。  
次に新（改正案）をご覧ください。

（名称）

第2条 この農地銀行は、高知市農地銀行という。

（業務地域）

第3条 農地銀行の業務地域は、高知市農業委員会の管内すべての農地等とする。  
第2条では、本店と支店を削除しており、第3条では、市街化区域も対象としてお  
ります。

次に2ページをお開きください。

（組織）

第6条 農地銀行は、次により組織する。

（1）役員及び農地等利用調整会議員（以下「利用調整会議員」という。）

ア 農地銀行の業務を円滑に推進するため、次の役員及び利用調整会議員を置く。

会長 1人

副会長 1人

利用調整会議員 23人以内

ウ 利用調整会議員は、次に掲げる者の内から、委員会の会長が委嘱するものをも  
って充てる。

農業委員会委員

関係行政機関の職員

農業関係団体の職員

その他、農業に関する識見を有する者

（2）農地等斡旋相談員

ア 農地銀行の業務を円滑に推進するため、農地利用最適化推進委員及び農業関係  
団体の職員を構成員とする斡旋相談員を置くものとする。

ウ 斡旋相談員は、主として、その担当区域において活動を行うものとする。

4ページをお開きください。

（斡旋相談員の報償）

第8条 斡旋相談員に対しては、農地等斡旋相談員会議への出席及び斡旋の成果に  
応じて予算の範囲内で報償費を支給する。

榮枝管理主幹	以上が主な改正点となります。
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
西本委員	農地銀行は貸すのか売るのかの対策も含めて農地銀行へ用務を委託するのでしょうか。その場合は、賃借権の設定は農業委員会ですと期日が来て戻ってこなかった時は裁判をしても小作権が付いて難しいですということがありましたが、今回の改正案では賃借権が発生しないということになりますか。
岩崎次長	<p>今回の農地銀行の規程につきましては、この事業は高知市からの受託事業となっております。今回の農地法、農地基盤強化促進法の改正等に伴いまして、本来であれば、農地中間管理機構が業務を実施していると認識をしていただければと思いますが、農地中間管理機構につきましては、条件の整った所で賃貸の斡旋となりますが、それ以外の所については、農地銀行を通して皆様にもご協力いただいている斡旋会議などが行われております。それが「農地銀行」の役割と捉えていただければと思います。この事業につきましては、農業委員会だけではなく、農協の協力も得て双方が連携して農地銀行の運営を行っている唯一の制度でございまして、今後も斡旋については引き続いて行うことによって、今回の農業委員会法の改正による農地等の利用の最適化を推進していくというような考えです。</p>
	<p>今回の農地銀行につきましては、斡旋会議等を通して農地等の賃貸に限らず売買についても斡旋をしていく考えです。今回、市街化区域を含めて業務地域という定めとしております。市街化区域につきましては、都市農業振興基本法とか生産緑地法などが施行され、また検討もされておりますので、そういった制度を見越したうえで市街化区域も含めて農地銀行の運営を図っていきたいと考えております。</p>
西本委員	<p>市街化区域の中で、このようなことをすると賃借権が発生するのでしょうかです。今は農業委員会ですることができるようになっていますが、賃借権が発生した場合に期日が来ても正当な理由は難しくて裁判で本当にその土地が必要だということを立証しない限り賃借権は除けないです。賃貸借の期間が過ぎたら賃貸借は存在しないので、中断されるのかを聞かせてください。</p>

吉良事務局長	想定をしているのは、先程次長が説明したように、中間管理機構が貸してくれない土地をそのままにしていけないので、3条や農業経営基盤強化促進法に基づいて貸し借りの仲介をするということです。
西本委員	賃借権は発生しないということですね。
吉良事務局長	あくまで、法に基づいて手続きを行いますので、賃借権はその法の規定通りとなります。
議長	他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。 続きまして、議案第9号 高知市農用地利用権設定等推進委員委嘱要領の廃止(案)について、事務局より説明願います。
榮枝管理主幹	議案第9号 高知市農用地利用権設定等推進委員委嘱要領の廃止(案)について、ご説明いたします。 先程の農地銀行の規程において、農用地利用権設定等推進委員の役割を盛り込むことで、この委嘱要領を廃止するものです。
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —



議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。
榮枝管理主幹	<p>続きまして、議案第10号 農業経営基盤強化促進法第13条の規定に基づく高知市農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程の一部改正（案）について、事務局より説明願います。</p>
	<p>議案第10号 農業経営基盤強化促進法第13条の規定に基づく高知市農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程の一部改正（案）について、ご説明いたします。</p>
	<p>認定農業者から、農地を借りたい、買いたいとの申し出があった際に、通常の斡旋などに優先して、その認定農業者等に対して利用権を設定する等の手続きについて定めたものです。</p>
	<p>農業経営基盤強化促進法第13条が15条に変更されていますので、規定の名称も15条に変更しております。</p>
	<p>新旧対照表の1ページの新（改正案）をご覧ください。</p>
	<p>（調整委員の指名）</p>
	<p>第2条 農業委員会は、認定農業者、若しくは認定就農者（以下「認定農業者等」という。）から利用権の設定等を受けたい旨の別記申出書の提出があった場合には、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の中から農業委員1人以上を含む2人を調整委員に指名し、当該調整委員として調整を行わせるものとする。この場合、農業委員会は、申出をした認定農業者等に調整委員の氏名を通知するものとする。</p>
	<p>次に2ページの旧（現行）と新（改正案）の（3）をご覧ください。</p>
	<p>旧（現行）</p>
	<p>農地保有合理化法人を含めて調整を行うことが、認定農業者の申出の内容に即していると認められる場合には、農地保有合理化法人を含めて調整を行うこと。</p>
	<p>新（改正案）</p>

榮枝管理主幹	<p>農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を含めて調整を行うことが、認定農業者等の申出の内容に即していると認められる場合には、農地利用集積円滑化団体等を含めて調整を行うこと。</p> <p>農地保有合理化法人の名称がなくなり、農地中間管理機構となりました。</p> <p>以上が主な改正点となります。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第 11 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局より説明願います。</p>
堀内係長	<p>それでは、議案第 11 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。</p> <p>農業を営んでいた被相続人から、相続または遺贈により農地を取得して相続人が農業を営む場合、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。税務署への申告の際、提出を求められるのが適格者証明書です。今回 1 件の適格者証明願が提出されました。</p> <p>案件 1 についてご説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページから 2 ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、被相続人が平成 28 年 10 月に亡くなられたことにより、三里の計 9 筆、10,389.02 m<sup>2</sup>の土地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。</p> <p>以上 1 件です。この案件につきまして、地元の農業委員さんと現地調査を行い、農</p>

堀内係長	地であることと共に適格者であることを確認いたしました。申請人に適格者証明書を交付したいので、承認をお願いいたします。説明は以上です。
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することいたします。 続きまして、議案第 12 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、事務局より説明願います。
堀内係長	それでは、議案第 12 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、ご説明いたします。 相続税の納税猶予の特例の適用を受けた農地等について、相続税の申告書の提出期限の翌日から 20 年を経過するのに伴い、適用を受けた農地等の利用状況について税務署から 7 件の照会がありました。 まず、案件 1 についてです。 議案書 1 ページをご覧ください。 本案件は、被相続人が平成 9 年 4 月に亡くなられたことにより、相続人が五台山の計 1 筆、49.00 m <sup>2</sup> の土地を相続し、引き続き農業経営を行い、20 年を経過するものです。 次に案件 2 についてです。 議案書 2 ページから 3 ページをご覧ください。 本案件は、被相続人が平成 9 年 4 月に亡くなられたことにより、相続人が五台山の計 15 筆、9,385.00 m <sup>2</sup> の土地を相続し、引き続き農業経営を行い、20 年を経過するも

堀内係長

のです。このうち8番と9番につきましては地積訂正登記を行ったため、申告時から面積が異なっております。

次に案件3についてです。

議案書4ページをご覧ください。

本案件は、被相続人が平成9年4月に亡くなられたことにより、相続人が鴨田の計1筆、829.00㎡の土地を相続し、引き続き農業経営を行い、20年が経過するものです。

次に案件4についてです。

議案書5ページをご覧ください。

本案件は、案件3と同じ被相続人から、相続人が鴨田の計1筆、489.00㎡の土地を相続し、引き続き農業経営を行い、20年が経過するものです。

次に案件5についてです。

議案書6ページをご覧ください。

本案件は、被相続人が平成9年6月に亡くなられたことにより、相続人が鴨田の計8筆、3,141.00㎡の土地を相続し、引き続き農業経営を行い、20年が経過するものです。

次に案件6についてです。

議案書7ページをご覧ください。

本案件は、被相続人が平成9年7月に亡くなられたことにより、相続人が介良の計1筆、689.50㎡の土地を相続し、引き続き農業経営を行い、20年が経過するものです。

次に案件7についてです。

議案書8ページをご覧ください。

本案件は、被相続人が平成9年6月に亡くなられたことにより、相続人が大津の計1筆、224.00㎡の土地を相続し、引き続き農業経営を行い、20年が経過するものです。

以上7件です。これらの案件につきまして、地元の農業委員さんと現地調査を行い、農地として使用されていることを確認しております。税務署へこの旨報告したいので、承認をお願いいたします。説明は以上です。

議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。
雨森委員	西本委員が言われた議案第8号の件ですが、議案どおり承認をしましたが、話が噛み合っていないように思いますので、保留にしてもう一度検討して回答することはできませんか。新しい委員になってから議論をしたらどうでしょうか。
議長	先程、雨森委員から議案第8号の質問と回答が噛み合っていないのではないかと発言がありました。この件につきましては、新しいメンバーになってから議論をしたらどうだろうかとの話がありました。
西本委員	市街化区域の中に持っている農家の方は特に注意をしていると思います。私が知っている事例では、市街化区域の中の賃貸借を農業委員会である、あるいは個人であることによって相続税が半分になるので、そのように悪用する方もいます。もう一つはそれをするによって自作保障が近年の裁判でもやられている事例もありますので、私は確認をしたところです。
議長	議案第8号の件を保留にしたらどうだろうかということですが、皆様どう思いますでしょうか。
横山委員	議案を1回承認しているからもう一度提出をするということ、挙げなおさないといけないと思います。

吉良事務局長	1回議決が終わりましたが、事務局が考える時に今までは市街化調整区域の農地だけでした。都市農業振興基本法ができて、これから制度も変わって行ってJAも貸し借りができるように話を進めており、賃貸借権のことまで細かく検討していないところもありますので、今は一旦このままにして事務局で詳しく検討してみて不都合が出てくるようであれば、取り消し、もしくは一部修正をさせてもらうようにしたいと思います。
議長	局長から話がありましたが、最終的には再度見直しをして訂正がある所が出てくると思いますが、そのような形で議案第8号は決定してよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、事務連絡に移ります。
岩崎次長	— 全国農業委員会会長大会の政策提案（要請書）について 報告 — — 今後のスケジュールについて 報告 —
議長	報告が終わりましたが、この件についてご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、以上で第3回臨時総会を閉会いたします。
閉会	議長 門田博文が挨拶して閉会を宣す。（午後4時55分）

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 7 月 19 日

議 長 明 田 博 文

議事録署名委員 田 内 正 博

議事録署名委員 今 村 幸 一

議事録作成者 廣 末 翔 太